News Release

平成 26 年 12 月 22 日

脚立・はしごからの転落に注意！

～庭木の剪定（せんてい）、屋根修理で、死亡事故の危険も～

消費者庁には、脚立・はしごからの転落事故の情報が 437 件寄せられています[1]。転落して頭部を強打し死亡に至った事故情報も８件ありました。

年齢が明らかな事故情報をみると、50 歳以上が７割強を占めています。

また、事故の大半が、庭木の剪定中や屋根等の修理といった住宅周りの作業中に発生しています。木の上、屋根の上など高い位置から落ちると骨折の危険が高く、特に頭部を強打して生活に支障を来すような後遺症が残ったケースも見られます。

転落事故の原因が明らかなもののうち、脚立・はしごの製品が破損したことが原因のものは１割にも満たず、使用者の誤使用や、バランスを崩したり滑ったケースが、大半を占めています[2]。

脚立・はしごを使う場合には、高所で作業することの危険を認識し、「脚立の天板（最上段）に乗らない」、「脚立・はしごは平らで安定したところに設置する」、「はしごの使用時は補助者に支えてもらう」など、使用上の注意を守るとともに、自らの身体能力を過信せず、バランスを崩したり足を滑らせないように注意して、転落事故を防ぎましょう。

---

1 「医療機関ネットワーク事業」と「事故情報データバンク」に寄せられた事故情報を、本件のために特別に精査した件数（平成 26 年 10 月末時点）。「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（平成 26 年 12 月時点で 24 機関）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成 22 年 12 月運用開始）。「事故情報データバンク」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成 22 年４月運用開始）。

2 独立行政法人製品評価技術基盤機構（略称：NITE）で調査し、原因が判明したもの。

１．脚立・はしごの使用中の事故について

（１）事故情報の概要

消費者庁には、脚立・はしごからの転落事故の情報が 437 件寄せられています。

●年代別

年代別では、50 歳代以上が全体の７割強を占めています（図１）。

●危害の程度[3]・内容等

「中等症」、「重症」が６割を占め、「死亡」も８件発生しています（図２）。大半が「骨折」で、ほかに「頭蓋内損傷」、「神経・脊髄の損傷」も見られます。また、上半身（頭、胸、背、腕）を受傷したケースが目立ちます。

●事故の発生時状況

事故の発生時の状況を見ると、「庭木の剪定」が最も多く、次いで「屋根の修繕」などで、５割以上が屋外での作業中に発生しています（図３）。

●転落原因

事故原因が判明している情報のうち、製品が破損したために転落したものはわずかで、使用上の注意が守られず使い方が正しくなかったものや、昇降時や作業中にバランスを崩したなどの使用者の動作に問題があったと考えられるものが多いのが特徴です（図４）。なお、「製品破損」の 13 件のうち 11 件はリコール対象品でした。

図１　年代別（n=315，年代不明の 122 件を除く。）
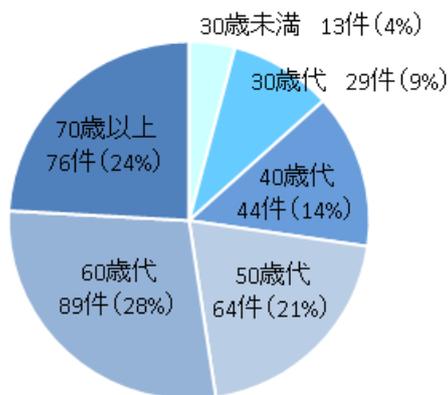
図２　危害の程度（n=274，程度不明の 163 件を除く。）
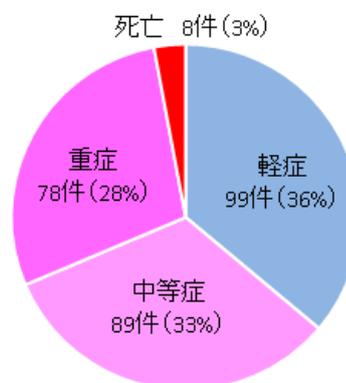
[3] 危害の程度としては、「重症」、「中等症」、「軽症」に分類しています。「重症」とは、生命に危険が及ぶ可能性がある状態や入院・治療が１か月以上に及ぶ状態、「中等症」とは、生命に危険はないが入院・治療を要する状態や、骨折を伴う状態、「軽症」とは、入院を要さない傷病状態（打撲、切創など)です。

図３　事故の状況　（n=160，状況不明の 277 件を除く。）

庭（剪定等）	屋根等	自宅室内	倉庫・車庫等	河川・山林等	店舗内
58	39	29	19	10	5
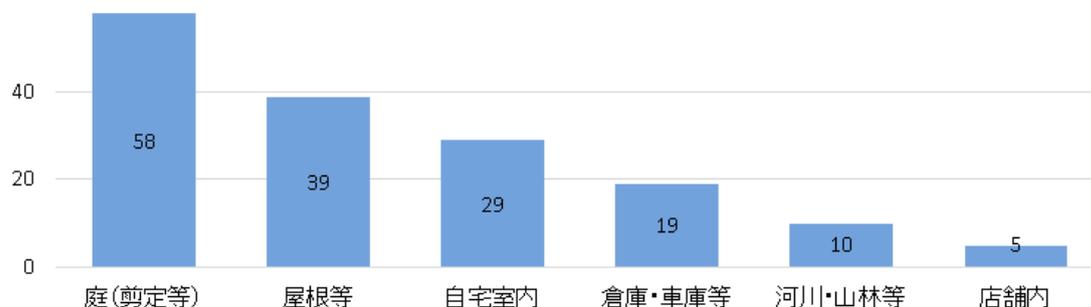
図４　転落原因　（n=239，原因不明の 198 件を除く。）
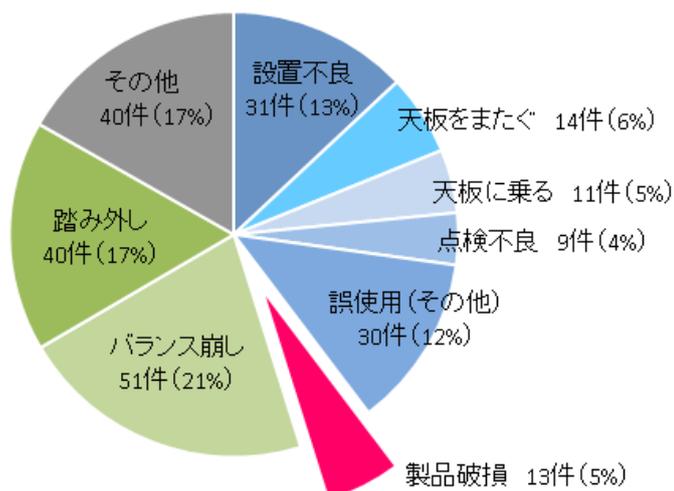
（２）事故事例

【事例１】浴室掃除中に脚立から転落し１か月入院

浴室の天井の掃除をしようとして約１ｍの高さの脚立の最上段に上ったところ、脚立が倒れた。脚立はサイドの固定をしていなかったために開いてしまった。他の部屋にいた家族が駆けつけ救急搬送。頭部の骨折及び内出血、腰椎骨折、全身打撲のため約１か月の入院治療となった。

（事故発生年月　平成 25 年 12 月、50 歳代・女性・中等症）

【事例２】押入れの荷物の出し入れ中に脚立から転落し骨折

５段の脚立の３段目に乗り、押入れの荷物を取って、横のテーブルに載せようとしたところ、バランスを崩して転落。家族が発見し、救急搬送。膝から下の骨折のため、約１か月入院。

（事故発生年月 平成 26 年３月、80 歳代・女性・中等症）

【事例３】自宅の庭木の剪定中に脚立から転落し肋軟骨（ろくなんこつ）部を骨折

自宅の庭木の剪定のため、脚立にまたがって作業していたところ、転落。肋軟骨部を骨折し、入院。

（事故発生年月 平成 26 年９月、80 歳代・男性・中等症）

【事例４】自宅のガレージの掃除中にはしごから転落し入院

はしごに乗って自宅ガレージの掃除をしているとき、はしごが滑って約２ｍ下のコンクリートに転落し、頭部・左手関節を打撲。救急搬送され、前頭骨骨折、急性硬膜下血腫、外傷性くも膜下出血、脳挫傷等の診断により入院。 （事故発生年月 平成 25 年 10 月、50 歳代・男性・中等症）

【事例５】自宅の木の剪定中にはしごから転落し腰椎圧迫骨折

伸びてきた木の枝を剪定しようと、はしごを立て掛けて一人で剪定していた際、バランスを崩し、高さ約３ｍから転落。倒れているのに気付いた家族の手配で救急搬送される。背骨の骨折、それに伴い腹膜に血が溜まるなどの重症により、約５週間入院治療。退院後も膝の痛みがあり、足を引きずる。 （事故発生年月 平成 26 年２月、50 歳代・女性・重症）

２．脚立・はしごの使用に関する消費者アンケートの結果から

消費者庁は、戸建住宅に在住で、脚立・はしごの使用経験のある消費者約 1,000 人（16 歳～88 歳）に対し、脚立・はしごを使っていて転落した、転落しそうになってひやっとした（以下「転落等」と記載。）経験の有無や、脚立・はしごの使用上の注意事項に関する知識の有無等についてのアンケート調査を実施しました（アンケートの詳細については別添を参照。）。

（１）転落等の経験者は６割

脚立・はしごを使用中に転落等の経験がある人の割合は、約６割。そのうち、半数近く（44.8%）の人が、40 歳前から転落等を経験していると答えています（図５）。

（２）使用上の注意を守らず作業

転落等の直前の行動は、脚立から身を乗り出しての作業、荷物を持ちながらの昇降、脚立の天板の上に乗りながらの作業でした。これらの行動は、いずれも取扱説明書では禁止事項とされています（図６）。

（３）「脚立・はしご」自体に問題があったものはごくわずか

転落等の原因については、約６割が、自分が体のバランスを崩したため、次いで４割が、設置場所が平らでなかったためと回答しており、脚立・はしごが壊れたとの項目を選択したのはごくわずか（2.4%）です（図７）。

（４）はしごの立て掛け角度や脚立の天板に乗ることが禁止されていることは知られていない

４割以上の人が、はしごの立て掛け角度は 75 度（一番安定する角度）、脚立の天板をまたいではいけない、はしごの上から３段目より上の段には乗らない等という取扱説明書で禁止されている事項を知らなかったと答えています（図８）。この傾向は、転落等の経験がある人に絞ってもほとんど変わりません。

図５　落ちた／ヒヤッとした経験（n=1,029）
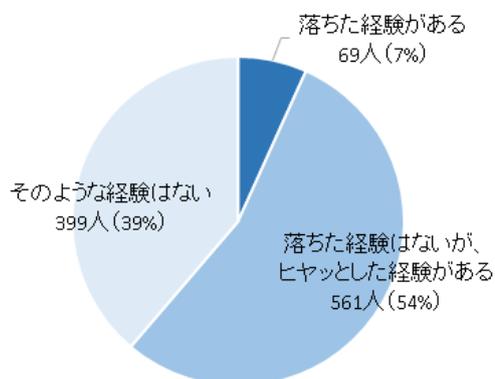
図６　落ちた／落ちそうになった直前の行動（n=630）
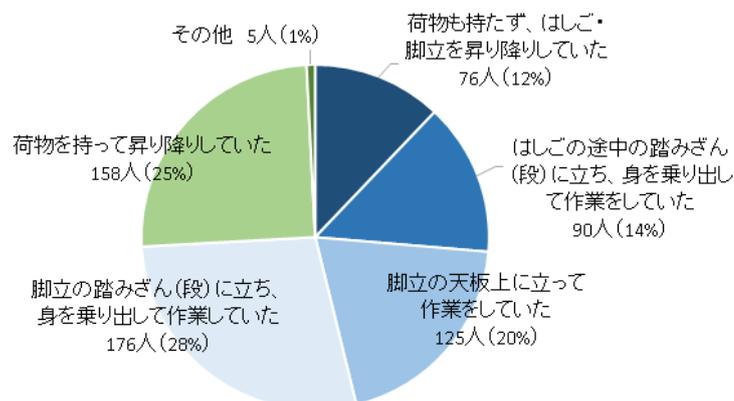
図７　落ちた／落ちそうになった原因（n=630）

※１人２つまで選択。%は、対象者 630 人を 100%とした時の割合。
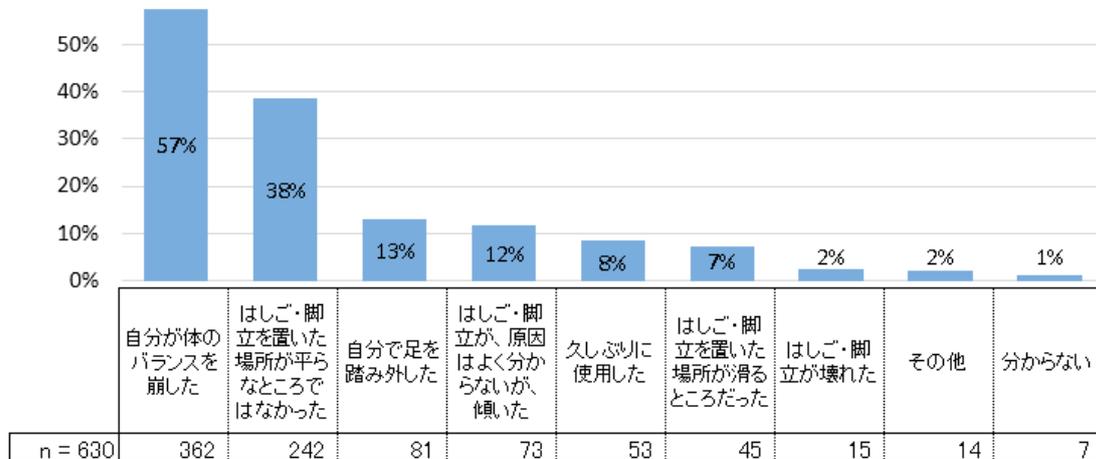
図８　知らなかった使用上の注意事項（n=1, 029）

※%は、対象者 1, 029 人を 100%とした時の割合。
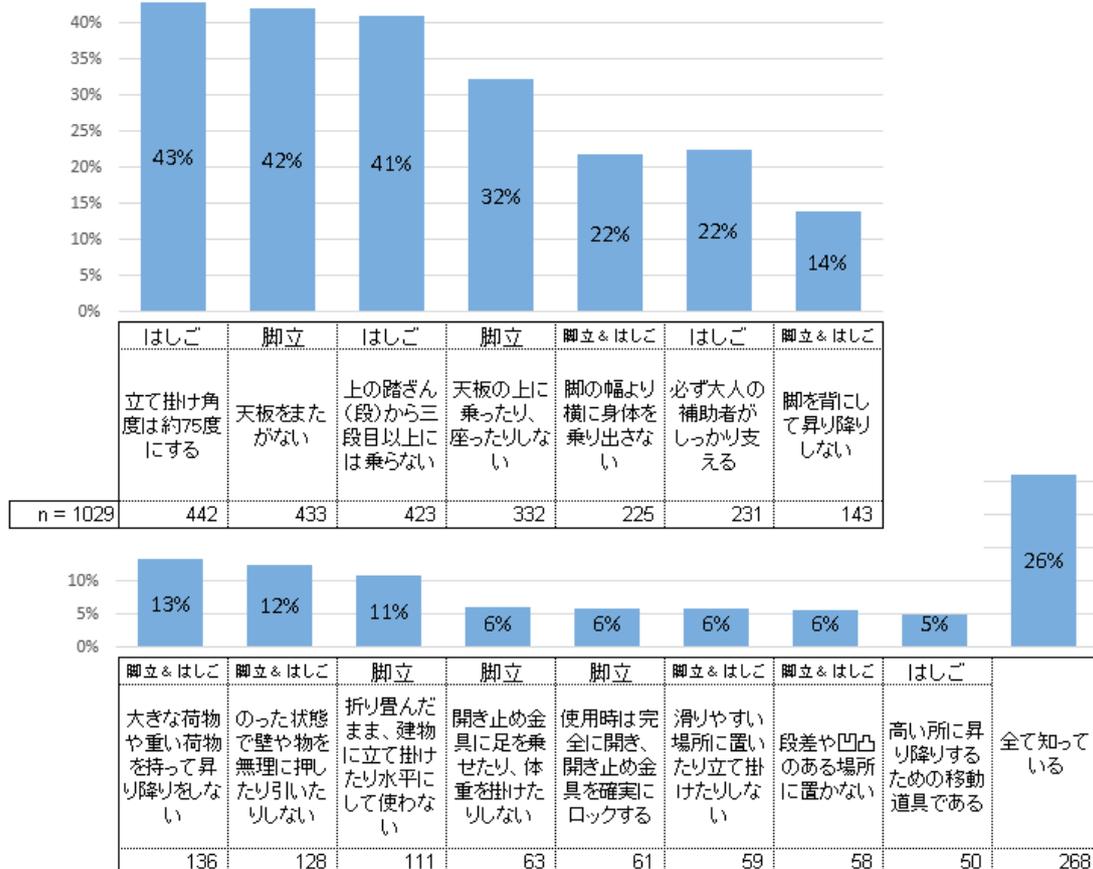
注）選択割合の高い順に並べ替えており、アンケートの項目の順番と異なります。
　　また、一部項目について、表現を簡略化してします。

３. 事業者の取組

（１）転落事故防止に向けた現在の取組の状況

脚立・はしごについては安全基準が設けられ、その基準を満たしている製品に認証マークが付けられています（参考１）。また、取扱説明書を添付するだけでなく、脚立やはしご本体への注意表示（ステッカー等）がなされています。

（２）更なる安全確保のためにしてほしいこと

しかしながら、消費者が大けがをする転落事故が発生しています。このため業界団体に対し、認証マークの普及、本体の注意表示の充実に加え、製品改善についても検討するように要請しました。

製品改善としては、例えば、既に一部業務用などで使用されている脚立・はしごの横倒れ防止用の器具を普及させる、脚立の天板に乗る、又は天板をまたいで作業するなどの間違った使い方をしにくいように工夫するなどが考えられ、事業者の創意工夫が期待されます。

４. 消費者の皆様へ

（１）脚立の天板の上、脚立・はしごの上方に乗って作業してはいけません

脚立の天板をまたがない、はしごの上から３段目以上に乗らないといった使用上の注意点を知らないと回答した人が４割以上、脚立の天板に乗ったり座ったりしないについては３割以上いました。天板の上や脚立・はしごの上方は、高所で不安定になりがちのため、そこに乗って作業をすることは危険です。

（２）必ず平坦な場所で使用しましょう

脚立・はしごを段差や凹凸のある場所や滑りやすい場所で使用してはいけないことは、ほとんどの人が知っていました。しかし、実際に使用する時は、タイル床面、玉砂利の上や平坦でない土の上などの平坦でない場所で使用して、事故が発生しています。

身近な道具でも使用上の注意をよく知り、さらに、知るだけでなくその注意点を守って使い、事故を防いでください。

（３）バランスを崩したり足を滑らせないよう注意しましょう（中高年の方は特に）

日常生活の中で、脚立・はしごから転落して大けがをしたり後遺症が残ったり、さらには命を落としたりする大きな事故が起こっています。転落原因が明らかなもののうち、バランスを崩したり滑ったケースが約半数を占めています。脚立・はしごを使用する際は、バランスを崩したり滑ったりしないように注意しま

しょう。

　個人差はありますが、加齢に伴い身体の機能が低下し、バランスを崩したり足を滑らせたりする危険性が増し、骨も折れやすくなります。自らの身体能力を過信せず、高所での作業は避けたり、手すり付きの製品や、横倒れ防止用の器具等もあるため、選択する際には慎重にしましょう。

＜本件に関する問合せ先＞
消費者庁消費者安全課　　河岡、中川、米山、上野
TEL：03（3507）9200（直通）
FAX：03（3507）9290

参考１　脚立・はしごの認証マーク

脚立やはしごには、品質・安全性についての基準をベースとした認証マークがあります。購入する際は参考にしましょう。

１	ＪＩＳマーク	日本工業標準調査会[※1]（JISC）による答申を受けて経済産業大臣により制定されている日本工業規格（以下「ＪＩＳ規格」という。）のうち、該当するＪＩＳ規格に適合していることを示しています。脚立及びはしごについては、次のＪＩＳ規格となります。 **JIS S1121　アルミニウム合金製脚立及びはしご**
２	ＳＧマーク	一般財団法人製品安全協会[※2] が定めたＳＧ基準に適合していることを示しています。脚立及びはしごについては、以下がＳＧ基準です。このマーク付の製品の欠陥で人身事故があったときは、被害者救済制度の対象となります。 **CPSA 0015　住宅用金属製脚立のＳＧ基準** **CPSA 0037　住宅用金属製はしごの認定基準及び基準確認方法**
３	Ａマーク 軽金属製品協会 はしご脚立部会	一般社団法人軽金属製品協会[※3] が定めた安全品質の自主基準に適合していることを示しています。ＪＩＳやＳＧよりも多様なサイズや最大使用質量の製品を対象としています。脚立及びはしごについては、以下が対象基準です。 **ARS 1122-01　アルミニウム合金製三脚脚立** **ARS 1123-01　アルミニウム合金製脚立** **ARS 1124-01　アルミニウム合金製はしご**

※1　日本工業標準調査会（JISC：Japanese Industrial Standards Committee）：工業標準化法に基づいて経済産業省に設置されている審議会。工業標準化全般に関する調査・審議（規格策定等）を行っています。　http://www.jisc.go.jp/index.html

※2　一般財団法人製品安全協会：1973 年に「消費生活用製品安全法」に基づき設立され、2000 年に公益を目的とする財団法人に、2012 年に一般財団法人となった機関。構造・材質・使い方などからみて生命又は身体に危害を与えるおそれのある消費生活用製品について、製品ごとに安全性について定めたＳＧ基準の策定などを行っています。
http://www.sg-mark.org/

※3　一般社団法人軽金属製品協会：アルミニウム製品の製造及び表面処理等の加工を行う事業者の団体として、品質、安全、環境等の基盤整備を行っています。消費者向け製品では、はしご脚立や調理器具などを扱っています。http://www.apajapan.org

参考２　脚立・はしごの主な使い方と禁止事項

（１）脚立
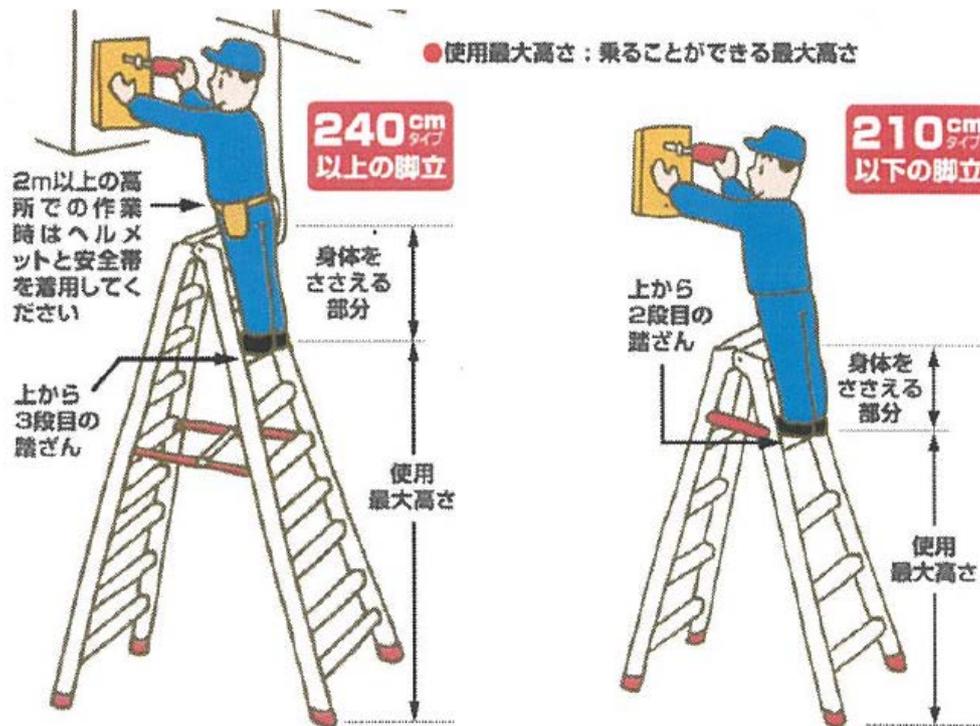
（２）はしご
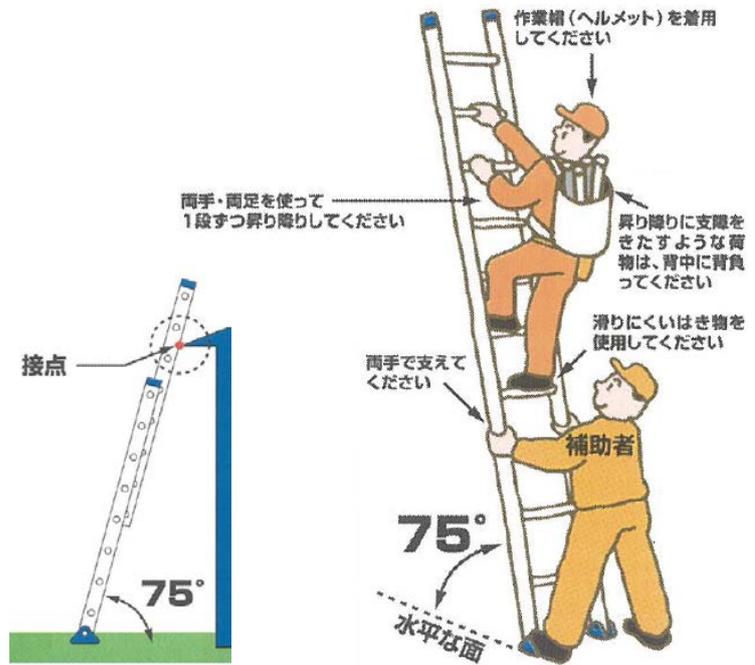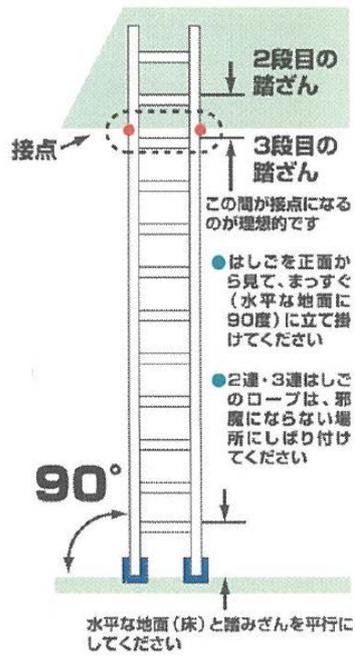
設置するときや持ち運ぶときは、配電線に注意すること

はしごは高所へ昇降する為のものです。はしご上での作業すること禁止

はしごから身体を乗り出すこと禁止

参考３　脚立・はしごでリコールされているもの

製品情報	製造会社	対応
脚部伸縮式脚立 RJ http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000006133	長谷川工業株式会社	製品交換
脚立 http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000008675	アルインコ株式会社	無償修理
三脚脚立 http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000004863	アルインコ株式会社	回収・返金
園芸用三脚脚立 GMK 型 http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000008933	株式会社ピカコーポレイション	無償修理

※ 表中の URL は消費者庁リコール情報サイト（http://www.recall.go.jp/）内のページです。

別添

脚立・はしごの使用に関するアンケート調査

平成 26 年 12 月
消　費　者　庁

１．調査内容

（１）調査目的

消費者庁へ寄せられた脚立（はしご脚立兼用含む)、はしごからの転落事故の分析結果による発生原因を踏まえ、はしごや脚立を日常的に使用する消費者に対し、その正しい使用方法、使用に際しての注意点を認識しているかについてアンケート調査を行い、事故の未然防止のための消費者への注意喚起に活用する。

（２）調査時期

平成 26 年 11 月

（３）調査対象、回答者属性及び調査方法

はしごや脚立を使用している戸建て住宅に住む消費者を対象に、年代別（40 歳代未満、40 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳代以上）で有効回答数が、各々約 200 人となるような形で、インターネットによるアンケート調査を実施。

（４）有効回答数

40 歳未満（16 歳～30 歳代）208 人、40 歳代 202 人、50 歳代 206 人、60 歳代 207 人、70 歳代以上 206 人、計 1,029 人から回答を得た。

２．調査結果

Ｑ１　あなたの性別をお答えください。（一つを選択）

n=1,029	男性	女性
	652	377
割合	63.4%	36.6%

Ｑ２　あなたの年齢をお答えください。（年齢を入力）

n=1,029	40 歳未満	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
	208	202	206	207	206
割合	20.2%	19.6%	20.0%	20.1%	20.0%

Ｑ３　あなたのお住まいについて教えてください。（一つを選択）

n=1,029	一戸建て	一戸建て以外
	1029	0
割合	100.0%	0.0%

Ｑ４　あなたは、はしご・脚立のいずれか（もしくは両方）を使用したことがありますか。（回答は１つ）

n=1,029	はしご	脚立	はしご、脚立両方	いずれも使わない
	14	412	603	0
割合	1.4%	19.6%	58.6%	0.0%

Ｑ５　はしご・脚立を使った場所、用途を選択してください。（複数回答）

n=1,029	庭の手入れ、庭木の剪定	屋根の修理など	家の外壁修理など	その他屋外作業	住宅内作業	業務での使用	その他
	463	171	166	407	683	209	49
割合	45.0%	16.6%	16.1%	39.6%	66.4%	20.3%	4.8%

Ｑ６　あなたは今までに、はしご・脚立から落ちたり、ヒヤッとした経験はありますか。（一つを選択）

n=1,029	落ちた経験がある	落ちた経験はないが、ヒヤッとした経験がある	そのような経験はない
	69	561	399
割合	6.7%	54.5%	38.8%

Ｑ７　あなたが「落ちた・落ちそうになった」「転落した・転落しそうになった」のは、何歳のときですか（複数ある場合は最初のものについてお答えください）。（回答は１つ）「落ちた経験がある」または「落ちた経験はないが、ヒヤッとした経験がある」と答えた方にお伺いします。

n=630	40 歳未満	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
	282	87	125	100	36
割合	44.8%	13.8%	19.8%	15.9%	5.7%

Ｑ８　「落ちた・落ちそうになった」「転落した・転落しそうになった」原因は何だと思いますか。その原因として大きいと思うものを２つまでお答えください（複数ある場合は最初のものについてお答えください）。（回答は２つまで）「落ちた経験がある」または「落ちた経験はないが、ヒヤッとした経験がある」と答えた方にお伺いします。

n=630	はしご・脚立を置いた場所が平らなところではなかった	はしご・脚立を置いた場所が滑るところだった	はしご・脚立が、原因はよくわからないが、傾いた	自分が体のバランスを崩した	自分で足を踏み外した	はしご・脚立が壊れた	久しぶりに使用した	その他	分からない
	242	45	73	362	81	15	53	14	7
割合	38.4%	7.1%	11.6%	57.5%	12.9%	2.4%	8.4%	2.2%	1.1%

Ｑ９　「落ちた・落ちそうになった」「転落した・転落しそうになった」直前は何をしていましたか（複数ある場合は最初のものについてお答えください）。（回答は１つ）「落ちた経験がある」または「落ちた経験はないが、ヒヤッとした経験がある」と答えた方にお伺いします。

n=630	荷物も持たず、はしご・脚立を昇り降りしていた	はしごの途中の踏みざん（段）に立ち、身を乗り出して作業をしていた	脚立の天板上に立って作業をしていた	脚立の踏みざん（段）に立ち、身を乗り出して作業していた	荷物を持って昇り降りしていた	その他
	76	90	125	176	158	5
割合	12.1%	14.3%	19.8%	27.9%	25.1%	0.8%

Q10　転落したときにけがをしましたか。された場合、どの程度のけがでしたか（複数ある場合は最初のものについてお答えください）。（回答は１つ）「落ちた経験がある」と答えた方にお伺いします。

n=69	特にけがはしなかった	打ち身、捻挫、切傷など（通院せず）	打ち身、捻挫、切傷など（通院した）	骨折など入院を伴う大けが	その他
	31	23	9	3	3
割合	44.9%	33.3%	13.0%	4.3%	4.3%

注　「その他」は、いずれも骨折したが入院せずというもの。

Q11　はしご・脚立の使用上の注意点について、以下のうち知らなかったものを全て選択してください。（複数回答可）

n=1,029	はしご・脚立は段差や凹凸のある場所に置かない	はしご・脚立は滑りやすい場所に置いたり立て掛けたりしない	はしご・脚立を背にして昇り降りしない	大きな荷物や重い荷物を持って昇り降りをしない
割合	58 5.6%	59 5.7%	143 13.9%	136 13.2%

はしご・脚立の脚の幅より横に身体を乗り出さない	はしご・脚立の上で壁や物を無理に押したり引いたりしない	はしごは高い所に昇り降りするための移動道具である	はしごを使うときには、必ず大人の補助者がしっかり支える
225 21.9%	128 12.4%	50 4.9%	231 22.4%

はしごの立て掛け角度は約75度にする	建物の壁に立て掛けた場合、はしごの上の踏ざん（段）から三段目以上には乗らない	脚立を使用するときには完全に開き、開き止め金具を確実にロックする	脚立を折り畳んだまま、建物に立て掛けたり水平にして使わない
442 43.0%	423 41.1%	61 5.9%	111 10.8%

天板の上に乗ったり、座ったりしない	天板をまたがない	開き止め金具に足を乗せたり、体重を掛けたりしない	全て知っている
332 32.3%	433 42.1%	63 6.1%	268 26.0%